

令和8年度 介護支援専門員 更新研修Ⅱ（9月開催）開催要項

1 目 的

介護支援専門員としての一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員としての資質の向上を図ることを目的とします。

2 実施主体 公益財団法人かがわ健康福祉機構（香川県指定研修実施機関）

3 受講対象者

実務経験者（※）で、介護支援専門員証の有効期間満了日が、令和9年10月末日以前の方で、次の①②③のいずれかにあたる者。

- ① かつて、専門研修課程Ⅰ又は更新研修Ⅰを修了し、更新研修で現在所持している介護支援専門員証を更新した者。

＊再研修の修了をもって介護支援専門員証の更新をした場合、更新研修Ⅱを受講するためには再度専門研修課程Ⅰ又は更新研修Ⅰを修了する必要がある。

- ② 専門研修課程Ⅱ又は更新研修Ⅱを修了し、現在所持している介護支援専門員証の有効期間を更新した者。

- ③ 現在所持している介護支援専門員証の有効期間満了日前5年以内に、専門研修課程Ⅰ又は更新研修Ⅰを修了している者。

※ 実務経験者とは：現在所持している介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している又は従事していた経験を有する者。

＜注意＞・事例提出が必要です。（「10 事前課題について」参照）

・令和6年度から研修名が変更になっています。

専門研修課程Ⅰ・Ⅱ：令和5年度までの専門研修課程Ⅰ・Ⅱ（スキルアップ研修）のこと
更新研修Ⅰ・Ⅱ：令和5年度までの専門研修課程Ⅰ・Ⅱ（更新にかかる研修）のこと

4 受講定員 126名（※専門研修課程Ⅱ受講者と合算）

5 日 程 eラーニング：17時間程度、オンライン研修：4日間（別紙日程表のとおり）

オンライン研修日程

オリエンテーション	1日目	2日目	3日目	4日目
9月 8日（火）	9月26日（土）	9月30日（水）	10月 7日（水）	10月 9日（金）

6 研修方法

- ① 介護支援専門員オンライン研修（動画視聴eラーニング）
- ② Cisco Webex ミーティング（Web 会議システム）アプリを活用した双方向型の研修

※全課程、オンライン研修により実施します。

7 受講料 28,000円

※納付方法については、受講決定通知によりお知らせします。

※9月9日（水）以降に受講を辞退される場合は、受講料の返金はありません。

※介護支援専門員法定研修に係る受講料については非課税となっており、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に基づく適格請求書（インボイス）の発行はしていません。

※領収書の発行はしていません。（開催要項、修了証明書、振込明細書等で確認をお願いします。）

8 修了証明書の交付

研修の全課程を受講し、修了評価をした上で、修了証明書を交付します。

※研修受講態度及び提出物が著しく不良の場合は、修了証明書を発行できないことがあります。

9 申込方法と受付期間

- ① 受講申込書を作成の上、介護支援専門員証の写しを添付し、下記の申込先まで郵送で申込んでください。
- ② 必ず封筒表に「更新研修Ⅱ申込書 在中」と朱書きしてください。
- ③ 申込期間は、令和8年7月10日（金）から 7月24日（金）（必着）までです。
- ④ 受講決定については、令和8年8月7日頃に本人あて通知します。（返信用封筒は不要です。）

（申込・問合せ先）

〒760-0017 香川県高松市番町一丁目 10 番 35 号

公益財団法人 かがわ健康福祉機構 研修部 宛

TEL 087-835-3807

10 事前課題について 【※詳細は受講決定通知にてお知らせします】

- ◆ 事例は、担当している又はしていた1事例を、研修開始前に事前提出いただきます。
- ◆ 研修は、事例を使用してのグループ演習です。
- ◆ 期限までに、必要書類の提出がない場合は、研修の受講を認めません。
- ◆ 提出書類は、利用者の概要・アセスメント（写し）・介護サービス計画書（写し）・課題整理総括表などです。

※ 独自の様式を使用している場合は、国の示す標準様式に書き換えること。

※ 提出事例は、事業所及び利用者から事例を提出するための同意を得てください。同意が得られない等で事例が提出できない場合は、受講できませんのでご注意ください。

1 1 オンライン研修について

<eラーニング>

- ◆ eラーニングの視聴期間は、日程表に記載していますので、期間内に必ず視聴してください。受講状況は随時管理しており、特に、1日目から4日目までの8科目については、各演習日前日までに視聴していない場合は、演習の受講を認めません（修了証明書が発行できません）ので、ご注意ください。
- ◆ eラーニングについては、受講者一人ずつにIDとパスワードをメール送信します。

メール送信時期 : 令和8年9月9日（水）予定

<オンライン研修>

- ◆ その他の演習を含む科目については、Cisco Webex ミーティングというWeb会議アプリを使用し、双方向型の研修となります。
- ◆ Cisco Webex ミーティング研修において、一台のパソコンで複数名の受講は認めません。必ず一人一台となるようにしてください。

招待メール送信時期 : 令和8年9月24日（木）予定

1 2 受講環境について

- ◆ マイク・カメラ機能（外付け可）を備えたデスクトップPC、ノートPC
※タブレット、スマートフォンは操作機能が限定されるため不可とします。
※グループ演習時には、マイク機能付きイヤホン・ヘッドホンの使用を推奨します。
- ◆ 安定したインターネット環境（有線 又はWi-Fi 等）
- ◆ 対応OSは下表のとおり

Windows	Mac OS X
● Windows Server 2008 64 ビット版 ● Windows 10 ● Windows 10 Enterprise LTSC ● Windows 11	● 10.15 ● 11.0 (Big Sur) ● 12.0 (Monterey)

※詳細は、<https://help.webex.com/ja-jp/article/nki3xrq/Webex-Meetings-Suite> より確認ください。

1 3 事前接続・動作確認テスト、オリエンテーションについて

オンライン研修では、受講者の顔が常時映るビデオや発言のためのマイク操作等が必要になりますので、研修前に接続・動作確認テストとオリエンテーションを行います。

1) 事前接続・動作確認テスト（任意）（所要時間 5～10分程度）

事前接続・動作確認テスト（任意）を希望される方は、ご参加ください。受講決定通知にて、参加希望日を照会します。

日 時	① 令和8年8月25日（火） 12:30～14:00 ② 令和8年8月27日（木） 12:30～14:00
内 容	① 受講番号、氏名での入室確認 ② 映像、マイクのテスト ③ チャットの入力
招待メール	令和8年8月21日（金）送信予定

2) オリエンテーション（必須）

オリエンテーションは、eラーニングの視聴方法や操作方法などについて説明しますので、必ずご参加ください。

日 時	令和8年9月8日（火） 13:30～15:30
内 容	① eラーニングの視聴方法 ② 研修記録シートの入力 ③ Cisco Webex の操作方法 ④ ブレイクアウトセッション
招待メール	令和8年9月4日（金）送信予定

14 その他

① 研修受講者の決定等について

◆ 介護支援専門員証の有効期間満了日の早い方を優先に、先着順により決定しますので、ご了承ください。

② 本研修の修了証明書について

◆ 介護支援専門員証の有効期間更新交付申請時に必要となります。

③ 本研修は、厚生労働省より「特定一般教育訓練講座」の指定を受けました（※1）。詳細は、別添チラシ「（ご案内）特定一般教育訓練給付制度のご活用について」をご覧ください。

なお、ご活用をお考えの方は、「受講開始日」（※2）の2週間前までに、ハローワークにおいて訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、受給資格確認を行うことが必要です。

※1 ① 講座名：介護支援専門員 更新研修Ⅱ <2回目以降の更新の方のみ対象>
指定番号：3722001-2410023-5

② 講座名：介護支援専門員 更新研修Ⅱ（1回目後期）<初めて更新する方のみ対象>
指定番号：3722001-2520033-8

※2 本研修での「受講開始日」とは、eラーニングのIDとパスワードのメール送信日を指します。

④ 本研修の受講申込書により知り得た受講者の個人情報は、グループワーク編成や修了証明書の発行など研修の管理運営に使用します。また、受講者や研修講師等に対し、グループ番号や構成員をお知らせしたりします。

⑤ 受講者が事例検討等の演習を通じて知り得た個人情報は、その取扱いについて十分に留意してください。

令和8年度 介護支援専門員 専門研修課程Ⅱ・更新研修Ⅱ（9月開催）日程表

日 程		時 間	研 修 科 目		講 師
e ラーニング		【視聴時間】約17時間 各科目 60～240分 【視聴期間】 9月 9日(水)から 10月 7日(水)まで	・介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開 ・ケアマネジメントの実践における倫理 ・リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解 ・下記①～⑧の8領域の【講義】 下記①～⑧についての【視聴期限】 ①②は 9/25、③④は 9/29、⑤⑥は 10/6、 ⑦⑧は 10/7		e ラーニング
	9月8日(火)	13:30～15:30	研修前 オリエンテーション i) eラーニング視聴方法について ii) 研修記録シートの入力について iii) Cisco Webex ミーティングの操作について		かがわ健康福祉機構研修部
1日目	9月26日(土)	13:00～13:10	開講 オリエンテーション		かがわ健康福祉機構研修部
		13:10～14:10	ケアマネジメントにおける実践事例の研究および発表	① 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント【演習】	介護支援専門員研修指導者
		14:20～16:20		② 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント【演習】	介護支援専門員研修指導者
2日目	9月30日(水)	10:00～12:00		③ 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント【演習】	介護支援専門員研修指導者
		13:00～15:00		④ 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント【演習】	介護支援専門員研修指導者
3日目	10月7日(水)	10:00～12:00		⑤ 心疾患のある方のケアマネジメント【演習】	介護支援専門員研修指導者
		13:00～16:00		⑥ 脳血管疾患のある方のケアマネジメント【演習】	介護支援専門員研修指導者
4日目	10月9日(金)	10:00～12:00		⑦ 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント【演習】	介護支援専門員研修指導者
		13:00～15:00		⑧ 看取り等における看護サービスの活用に関する事例【演習】	介護支援専門員研修指導者
		15:00～15:20	介護支援専門員証有効期間更新交付申請手続きについて		香川県長寿社会対策課

(ご案内) 特定一般教育訓練給付制度のご活用について

制度の詳細については、最寄りのハローワークにお尋ねください。

特定一般教育訓練給付制度とは

働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、教育訓練経費の一部が支給されるものです。

給付の内容

教育訓練経費(受講料)の **40%** が訓練修了後に支給されます。

※条件を満たせば教育訓練経費の50%が支給される場合がありますが、詳細は最寄りのハローワークにお尋ねください。

対象講座

1. 介護支援専門員更新研修Ⅰ・Ⅱ

※更新研修Ⅰ、更新研修Ⅱ併せて連続受講・修了する方が対象

指定番号：3722001-2410013-2

2. 介護支援専門員更新研修Ⅱ

※2回目以降の更新の方のみが対象

指定番号：3722001-2410023-5

3. 介護支援専門員専門研修課程Ⅰ

指定番号：3722001-2520013-2

4. 介護支援専門員専門研修課程Ⅱ

指定番号：3722001-2520023-5

5. 介護支援専門員更新研修Ⅱ(1回目後期)

指定番号：3722001-2520033-8

講座名が類似しているのでご注意ください

給付条件(支給対象者)

厚生労働省HP「教育訓練制度のご案内」より抜粋掲載

ご自身が支給対象か否かについては最寄りのハローワークにお尋ねください。

教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。

県内のハローワークはこちらから確認できます。



受講開始日時点で、在職中で雇用保険に加入している

はい

いいえ

離職してから1年以内である

妊娠、出産、育児、疾病、負傷などの理由により
適用対象期間の延長を行った場合は最大20年以内

はい

いいえ

今までに教育訓練給付を受けたことがない

はい

いいえ

雇用保険の加入期間が
1年以上ある

専門実践教育訓練を受講する場合は2年以上

はい

いいえ

次のいずれにも該当すること

- ・ 前回の受講開始日以降、雇用保険の加入期間が3年以上ある
- ・ 前回の支給日から今回の受講開始日までに3年以上経過している

はい

いいえ

その他の支援策として、
主に離職中の方を対象とした
求職者支援訓練などがあります

※求職者支援訓練は、離職してから1年以内で、教育訓練給付の受給に必要な雇用保険の加入期間が不足している方も対象です。
詳しくはハローワークにご相談ください。

教育訓練給付が受けられます

教育訓練給付が受けられます

必要な雇用保険の加入期間を過ぎると
教育訓練給付が受けられません

裏面に続きます

(ご案内) 特定一般教育訓練給付制度のご活用について

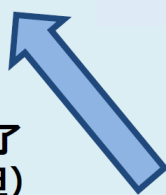
制度の詳細については、最寄りのハローワークにお尋ねください。

特定一般教育訓練給付を受給するまでの流れ



厚生労働大臣の指定を受けた講座
(特定一般教育訓練)

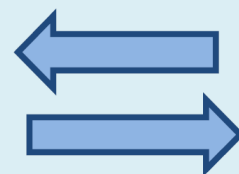
①入学・講座を修了
(受講料を自ら負担)



受給の要件を
満たす者(※)

(※)原則、講座の受講開始2週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて受給資格確認を行うことが必要

③支払った費用の
一定割合を給付



住居所を管轄する
ハローワーク

②給付申請手続

受給についてのお問合せは、
各ハローワークの教育訓練給付申請窓口へ

特定一般教育訓練制度
のご案内



厚生労働省発行リーフレット

制度の詳細・申請に関
するハローワークへの
お問合せは



厚生労働省香川労働局
ホームページ
「ハローワーク一覧」

教育訓練給付制度に
ついて知りたい方は



厚生労働省発行リーフレット
「教育訓練給付制度のご案内」

講座の内容に関するご質問は以下まで、お問合せ下さい。

〒760-0017 香川県高松市番町一丁目10番35号

公益財団法人かがわ健康福祉機構 研修部 TEL087-835-3807 FAX087-835-4777

教育訓練給付制度の申請等については、最寄りのハローワークにお尋ねください。